

## 『青陽石庁礎』二、三編の校閲について

大関綾

はじめに

『青陽石庁礎』は全四編十六巻の合巻で、畔江屋で起きた夜盗・殺人事件について青砥藤綱が明断を下すという内容を主軸とした作品である。作者は初編から三編までは一筆庵主人（溪斎英泉二七—一八四〇）、四編は柳下亭種員二八〇七—一八五〇であり、刊年は初編が弘化五年二八四〇、二編が嘉永二年二八四九、三・四編が嘉永三年二八五〇である。浄書家は谷金川、板元は和泉屋市兵衛である。

作者の交代は一筆庵主人の死没（嘉永元年二八四〇七月）によるものであり、二編と三編は一筆庵の没後に刊行されている。いずれの刊本にも嘉永元年に脱稿した旨が記されているが、三編は四編と同じく嘉永三年正月刊であり、出版が遅れている。これまで作者没後の刊行物について、どのような過程を経て刊行されたものであるかは一部を除き考察されていないようである（一）。

幸い『青陽石庁礎』には作者が生前に成稿し、没後に刊行された出版過程を知る手がかりとなる二編上冊、三編上冊の草稿本が残存している（天理大学附属天理図書館蔵）。さらに、こ

れらの草稿本と刊本との間には異同が少なからずある。

戯作本の草稿本と刊本との異同を指摘する先行研究に『天理図書館善本叢書 近世小説稿本集』<sup>(2)</sup>がある。収録される作品の内、曲亭馬琴著・中本型読本『敵討誰也行燈』上巻には55箇所（うち貼紙剥落の徴があるものが28箇所）、山東京伝著・黄表紙『人間萬事吹矢的』上中下には64箇所、為永春水著・人情本『花名所懐中曆』二編には46箇所の異同が挙げられている。他にも「江戸戯作文庫」<sup>(3)</sup>の内、十返舎一九著・合巻『金草鞋』二編には471箇所の異同が示されている。これらに異同内容は、言葉を補うものや削除するものが主であり、一般には草稿本と刊本との差異は大きくない。『金草鞋』（全三十丁）には多くの異同があるが、主に助字の補いや草稿本に記されているが刊本で抜けている箇所などであり、林美一氏は解説の中でこれらの異同を「誤記や、筆耕の誤り」とする。

しかし、『青陽石庁礎』に見られる異同は誤記などには止まらないものが散見する。本稿では『青陽石庁礎』二編上冊、三編上冊の草稿本について、出版過程における位置付けと草稿本と刊本間の異同の内容を検討し、他の資料との比較を行うこと

で、出版に至るまでどのような過程を経たのかを考察したい。

一、「青陽石庁礎」草稿本の書誌と位置付け

(1)『青陽石庁礎』二編上冊

天理大学附属天理図書館蔵本。(請求番号、913.64―イ21)<sup>⑧</sup>  
写本。中本一冊。一筆庵主人著。自筆自画。縦一九・三糎、横一三・五糎。丁数、十丁。仮綴を表紙(本文共紙)と同質紙で包背。

表紙中央に外題打付書「青陽石貳編 上冊」、表紙右下に「一筆庵主人作／一陽齋豊國画」、左下に「版元 和泉屋市兵衛」とある。外題左に朱筆「申五月十五日出之／々十月十式日板下改印済」、外題上部に改印「村田」「米原」(墨小円印)。後表紙中央に「嘉永改元五月稿成」「策子魁首／筆福硯寿」。包背紙には前表紙側に二箇所、後表紙側に一箇所、割印「老筆」(朱円印、一筆庵主人)がある。

見返しに「黄金赤繩／黑白明断 青陽石廳礎二編」(一名筆算主人戯作〔印影模写〕／一陽齋豊國画〔印影模写〕)、「一名／青砥譚 第二輯／上之巻」(「迎慶／唯時嘉永二年／在歳己酉孟春／發市 〔**招福**〕司馬神明前／和泉屋市兵衛販」。

序文なし(刊本も同様)。口絵に「嘉永／改元」「申歳／稿成／酉春發兌」「書肆甘泉堂壽梓」。口絵・本文に貼紙訂正あり。剥落の跡は見当たらない。朱筆にて挿画の指示あり(「わくのもやうなんでもよろし」や「じらいやのやうな男」など)。

(2)『青陽石庁礎』三編上冊

天理大学附属天理図書館蔵本。(請求番号、913.64―イ21)

写本。中本一冊。一筆庵主人著。自筆自画。縦一九・七糎、横一三・五糎。丁数、十丁。仮綴を表紙(本文共紙)と同質紙で包背。

表紙中央に外題打付書「青陽石第三編／上之巻」、表紙右下に「一筆算草稿本／一陽齋画圖」、左下に「願人版元 芝神明前／和泉屋市兵衛」、外題右上に「十一月十七日板下改済」、外題上部に改印「村田」「米原」(墨小円印)。後表紙中央に「嘉永元年中夏／稿成酉春發市」。包背紙には前表紙側に二箇所、後表紙側に一箇所割印「老筆」(朱円印、一筆庵主人)がある。

見返し(五)に「黄金赤繩／黑白明断 青陽石廳礎第三編／一名 青砥譚」「第二輯上冊」「一筆算主人戯作／一陽齋豊國画」「嘉永改元／申年稿成／同二酉歳／新春發兌」「芝神明前三寫街／甘泉堂 和泉屋市兵衛販」。

序文は枠の中に全面貼付。序文末に「維昔嘉永戊申年脱稿／同己酉新春發兌」「一筆庵主人謾誌(「一筆」(朱円印)を貼紙)」。口絵・本文に貼紙訂正あり。付箋四枚あり。剥落の跡は見当たらず。朱にて挿画の指示あり(「ころはち茶わんのやうなやすい茶わん」など)。

両冊とも「板下改」の墨書があり、改印もあることから、行事に提出したものと思しい。ところが、刊本と比較すると二編上冊で209、三編上冊で187もの異同が確認できる<sup>(六)</sup>。この草稿本の後、さらなる改訂版が存在した可能性がある。

あるいは浄書家によって書き換えられた可能性も考えられるが、『青陽石庁礎』の浄書を行った谷金川は『南総里見八犬伝』第九輯四十巻においても浄書を行っており、その草稿本と刊本

を比較してみたところ、異同は見られない<sup>(七)</sup>。そのため、浄書家による校訂の可能性は低いと考える。

## 二、「青陽石庁礎」異同の分析

『青陽石庁礎』における校訂の大部分は他の戯作本と同様に、草稿本のままでは説明不足と思われる箇所を補うものである。

例えば、「欲心おこりて家を出直し幸い蔵の屋根普請」(草稿本三編七ウ八才)という箇所を「欲心おこりて宿を出直し又畔江屋へ忍び行きしに、幸ひ蔵の屋根普請」(刊本三編七ウ)と校訂している。

他にも、意味の相似する単語の重複を避け、文章の流れをよくするために校訂されている箇所もある。

引手は後を見送りて、庭口の閉まりを為して、燭をともして隔々に心をつけて臥所に入らんと灯りを携へ庭へ降りて蔵の脇を見巡らんと、何心なく歩み行くを(草稿本二編七ウ)

引手は手燭に袖を覆ひ、外の方まで送り出で、庭口の閉まりも為すべく、猶隔々に心をつけて臥所に入らんと何心なく蔵の脇を歩み行くに(刊本二編八才)

右の例は草稿本で「燭をともして」と「灯りを携へ」と類似した描写が続く。刊本ではこれらの描写を一連の動作の前に「手燭に袖を覆ひ」との一言を加えることで集約している。

この上、他戯作本の異同と比べて『青陽石庁礎』の異同で特徴的なことは、似た意味を持つ単語間でも異同が見られることである。

例えば、助詞の「の」「が」「は」の違い(「なみだのせきあへず」(草稿本)「なみだはせきあへず」(刊本)、「弥市のまへ」(草稿本)「や市がまへ」(刊本)や人称の違い(「それがし」(草稿本)「われ」(刊本)、「わたくしの」(草稿本)「やつがれが」(刊本))をはじめとして、意味の違いはないものの、受けの印象が微妙に変化する語の校訂が見られる。

その中でも特に注目したいのが、「ていたらしく」「もてなしぶり」の異同である。当該箇所の前後を次に示す。

腰元引手に指図して、茶をすゝめなどするていたらしく、琴次の取り成り、しとやかにして、年に似げなき臆する体なく(草稿本二編七ウ)

引手に指図して、茶をすゝめ、菓子すゝむるもてなしぶりの琴次が取り成り、しとやかにして、年には似ず、臆する色なきを(刊本二編七才)

右は鎌倉畔江屋の娘の琴次が、越後から来た篤三郎(本家八角島屋の嫡子で琴次の許婚)をもてなししている場面である。

「ていたらしく」という語は好ましくない有様を表す意として現在使われる。それは江戸時代も同じで、口語的要素の強い資料である『断本大系』に見られる三例<sup>(八)</sup>は、「息子の見苦しい有様」「百姓の困窮した有様」「夫の死期の有様」を指している。

一方で「ていたらしく」を「為体」のふりがなとして多く用いる曲亭馬琴の読本<sup>(九)</sup>では、単に有様と捉えるべき用例が複数見られる。例えば「礼儀に稱ふ、その為体は主従也。」(『南総里見八犬伝』第四回)は、「礼儀にふさわしい有様」を言っており、好ましくない様子という意味は含まれない。

一方、「もてなしぶり」という語は「茶を看めなどしたる、

管 待の愛敬づきて、物のいひざま憎からず。」『近世説美少年録』第二十三回)のように茶などを出して対応する様子に指すことに変わりがない。したがって、当該箇所は「ていたらく」でも作者の誤用ではないものの、当時既に悪い意味も含まれる語であり、それに比べて「もてなしぶり」は誤解が生まれにくい単語であることから校訂されたものと考えられる。この校訂から読者への配慮が窺える。

また、「気儘」「心の儘」も一見同じ意に取れる異同だが、校訂前後でニュアンスが異なることが確認できる。

あの金少しわが手にあらば、若旦那を氣儘にかくまひ申さん、貧ほど辛ひものはない(草稿本三編七才)

あの金少しわが手にあらば、若旦那を心の儘にかくまひ置かんに、情けなや、貧ほど辛ひものはない(刊本三編七才)

右は忠義者の奇人が勘当された若旦那(司太郎)を自宅で匿い養うために、畔江屋へ小夜着を買いに訪れた場面である。その際に奇人は畔江屋の奥に積まれた金を見て、「あの金が少しでも手に入れば若旦那を不自由なく匿えるのに」と自身が貧乏であることを嘆いている。「きまゝ」では「おれが気候に吞」(『浮世風呂』初編巻之下)のように「考えなし」のような意が含まれるが、当該箇所では「(人のために)思う存分」行動することが出来るという意を表す「心のまゝ」の方が誤解なく読める。さらに、単語だけではなく文章自体を改変している箇所もある。

誰か国政に預かるの器あらん。この上それがしに代わりて領内の非義邪曲を正し、心の俛に計らひ給へ。是、我が為にして他の吏にあらざ、と新たにその許し文一通をみづか

ら認め、藤綱に給ひ、有めて職に居らしめける。(草稿本三編六才)

誰か又汝に代はりて国政に預かる器あらんや。此上も猶、それがしに代はりて領内の非義邪曲を正し、心の俛に行へかし。これはた國家の爲にして我が私のことならずとて、新たにその許し文一通を自ら認め、藤綱に授け、猶その職に居らしめらる。(刊本三編六才)

右は、役人が利欲にまみれ、横暴であることを主君北条時宗に諫言し、自らを罷免して欲しいと申し出た青砥藤綱に対して、時宗がそのまま職に就いて欲しいと慰留する台詞である。草稿本では「自身の為に今後も忠義を尽くして欲しい」と解釈できるが、刊本では「自身の私欲の為でなく國家のために」と改訂されている。当該箇所の前で、役人の横暴で民が苦しめば時宗の不徳となると藤綱が諫言しているので、ここでは「國家のため」とした方が時宗が名君であることが伝わりやすく、このように改変したものと考えられる。

以上のように、『青陽石庁礎』で見られる特徴的な異同は読者の誤読を避けるためや、読者が円滑に読み進められるように校閲を行った結果であると言える。

一方で校訂によって齟齬が生じている例を次に示す。当該箇所 所 台詞が入れ籠の構造になっているため、ここでは発話者を◇で示す。また、当該箇所は上册の末文から下冊冒頭に続く部分であるが、下冊の草稿本は確認出来ないため、便宜的に草稿本の本文にも刊本の本文を続けて示した。上册末には／を記した。

〈藤綱〉「…牢につながられしとき〈喜雲〉『癩の病にとち

られて、畔江屋の軒下の悩み居たるに、屋根の上にて二人の盗賊ひそかに囁く話のうちに岩瀧弥市といふ声を漏れ聞たり」と言うに「あらずや、喜雲『その時彼にいかなる恩義あることか、篤く礼を述べて別れしを確かに見聞せし』といひ、喜雲『その身は通りかゝりし旅僧にて悪事に組みする者ならず』と堅く言ひ張りたりけるに……」（草稿本二編十ウ、刊本二編十一オ）

〔藤綱〕「……牢につながれしとき、喜雲『癩の病にとどられて、畔江屋が隣の軒下にうち臥して悩み居たるに、屋根の上にて二人りの盗賊ひそかに囁く話のうちに岩瀧弥市といふ声を漏れ聞たり』と言ひしに「あらずや、その時それもまた彼等に対し、いかなる恩義あることか、喜雲『篤く礼を述べて別れしを確かに見聞せし』といひ、喜雲『その身は通りかゝりし旅僧にて悪事に組みする者ならず』と堅く言ひ張りたりけるに……」（刊本二編十ウ十一オ）

右は旅僧の喜雲が弟の罪を被るため、それまでの供述を翻し、自身が盗みを働いたのだと述べた後の場面で、以前牢に入れられた時の喜雲の供述を藤綱が反芻している箇所である。

傍線部が問題の箇所である。草稿本では、岩瀧弥市と聞こえたその時に盗賊の一人が弥市（彼）に礼を述べていたことを喜雲が見聞きしたという内容であると読める。しかし、刊本では「彼」を「彼等」とし、その直前に「そもまた」と挿入されていることで、藤綱が喜雲に対し「二人の盗賊に恩義があったのか」と聞いているような文となっている。しかしそうなるのと下冊で喜雲が「礼を述べて別れたのを見聞きした」と言ったところの文章と齟齬が生まれる。さらに続いて喜雲は自身を通りかか

った旅僧だと言っていたともある。そうすると刊本の「彼等に對し」は不適當であり、盗賊の内一人がもう一人の「彼」に對し恩義があり、篤く礼を述べていた、とある草稿本が正確である。いずれにせよ他の箇所の記述からも、奇八という人物が岩瀧弥市に礼を述べていることが分かるため、当該箇所では「彼」とある方が正しい。刊本の「彼等」は巻の切れ目であったことや発話文が入れ籠の構造になっていることで生じた間違いだと言え、こうした間違いは作者本人がおかすとは考え難いため、『青陽石庁礎』の校閲者は作者本人ではないことを示しているのではないだろうか。

本章では『青陽石庁礎』の異同を詳細に検討した。結果、校閲者によつて読者がより読みやすいように校訂されていることと、そして作者とは別の人物によつて校閲されている可能性があることがわかった。そこで次章では、『青陽石庁礎』の異同の意味、特性を考えるため、一筆庵主人が関係する他の作品のうち草稿本が残っているものと『青陽石庁礎』との比較を行う。まず、『青陽石庁礎』二編と同年に刊行された『兎雷也豪傑譚』十編、次に『青陽石庁礎』の草稿本と同月に成稿し、校閲者が作者とは別人物と明記される『今様伊勢物語』七編、最後に一筆庵主人自身で校閲したと思しい『夢輔譚』三編を扱う。

### 三、他作品との比較 三一一、合巻『兎雷也豪傑譚』

まず、合巻『兎雷也豪傑譚』の十二編までの作者と一筆庵主

人作の編の刊行年を記す。作者は初編から五編までが美因垣笑顔、六編から十一編までが一筆庵主人(代作)、十二編からが柳下亭種員である。「代作」としたのは表紙・見返し・巻末署名は笑顔であるが、刊年が笑顔の没後であること、序文の署名が板元や一筆庵主人であるためで、先行研究<sup>〔註〕</sup>に指摘がある。刊年は六編が弘化三年二八四六、七編が弘化四年二八四七、八、九編が弘化五年二八四八、十、十一編が嘉永二年二八四九である。

このうち、十編の草稿本が天理大学附属天理図書館に所蔵されている<sup>〔註〕</sup>。書誌は注に記す<sup>〔註〕</sup>が、『青陽石庁礎』草稿本とは異なる点について取り上げる。

『児雷也豪傑譚』十編の草稿本は『青陽石庁礎』の草稿本と書形は似ているが、改印、割印がなく、「板下改」とは書かれていない。しかし、「弘化五年／申孟春稿成」と後表紙にあることから正月には成稿しており、表紙にある「申五月十六日持参ス」や「申十月五日出ル」との記載は『青陽石庁礎』二編が行事に提出、改が行われた日付と近い。また「出ル」とは出版された日とも考えられる。さらに下冊には後から見返しを付けた箇所(「嘉永」との記述箇所がある。改元は二月二十八日)があり、行事に提出されたものではないにせよ、正月に成稿した後、手を加えて何所へか「持参」しているため、完成稿として扱われていたものと想定される。

この『児雷也豪傑譚』十編についても刊本<sup>〔註〕</sup>と草稿本の異同を確認したところ、上冊は169箇所、下冊は452箇所見られた。上冊は『青陽石庁礎』二、三編の上冊と異同数が近似している。これは両作品とも上冊は五丁表まで口絵があり、文字数が同程度あるためだと考えられる。一方下冊は口絵がなく本文が始ま

るため、文字数が多くなり、異同も多くなったと考えられる。

このように『児雷也豪傑譚』においても『青陽石庁礎』と同様、他戯作より異同の数が多。そこで『児雷也豪傑譚』の異同についても、特徴的な例を三つ挙げ、『青陽石庁礎』と同様の傾向がないか確認したい。

まず、文章の流れをよくするために校訂された箇所を確認する。

尼の首を一太刀にうち落とすと見へけるが、その首虚空を飛びめぐり、怨めしや荒九郎、思ひ知らせん、冥途へ来れと枝の進の首、須磨太郎の首、梢、美棹、松平の首いくつともなく飛びめぐり、美棹の首は軍太左衛門が右の腕へ喰らひつき、斬れども離れず(草稿本十三才)

尼の首を一太刀に打ち落とすと見へけるが、その首虚空を飛び廻れば、これに続いて枝の進の首、須磨太郎の首、梢、松平の首残らず現れ、もろともに飛び廻り、バウ、怨めしや荒九郎、思ひ知らせん、冥途へ来れと美棹の首は軍太左衛門が右の腕へ喰らひつき、切れども離れず(刊本十三才)

右の箇所以前に「尼」は美棹の怨霊の事であると既に種明かしが為されている。姫松須磨太郎とその妻美棹、そして父母の枝之進、梢、臣下の松平は無闇軍太左衛門(荒九郎)に殺害された人物であり、右は彼らの怨霊が軍太左衛門を襲っている場面である。

当初より「尼」に変じて軍太左衛門と接していた美棹がまず襲いかかり、残りの怨霊も次々と襲いかかるという描写であるが、草稿本には飛び巡っている首の一つに美棹の首が挙げられ

ている。刊本では二重傍線部「これに続いて」という語を挿入することにより、傍線で示したように「美棹」という語を削っている。また、「怨めしや荒九郎」と述べる箇所を後置することで、美棹の台詞であることが明確化される。

次に文章中の一部分を改変した例を挙げる。

捨松に名乗りあわせて汝の手に返り討ちにもなるならば、  
未来の者も執着なく、又それがしも頼まれしその甲斐むな  
しくなるべからずと今この所へ伴ひ来たり（草稿本十  
八ウ十九オ）

捨松に名乗り合はさせ汝を討ち一種類の敵を取らせなば  
未来の者も執着なく、またそれがしも頼まれしその甲斐む  
なくなるべからずと今この所へ伴ひ来たり（刊本十  
九オ）

右は姫松家の遺児捨松を養育した児雷也が無闇軍太左衛門に對して述べた台詞の一部である。児雷也は捨松の母美棹が深手を負った所に通りがかり、捨松の世話を頼まれる。右はまだ赤ん坊である捨松に一家の仇を討たせる経緯などを述べた後であるが、草稿本と刊本とで表現が異なっている。

草稿本では「一太刀浴びせさせ出来れば返り討ちにあつたとしても構わない」といった内容であるが、刊本では「仇を取って一家の無念を晴らす」という内容に変化している。双方ともに「姫松家の怨念が晴れる」という旨が続けて書かれるが、美棹、梢らは須磨太郎、枝之進の仇討ちの返り討ちにあつて軍太左衛門に殺害され、怨霊になったという経緯があるため、捨松が返り討ちに遭ってしまつては成仏は難しいように思われる。

この事情を差し置いて、草稿本の当該箇所は前後から文意を

汲み取る必要があり、無理なく読めるのは刊本の方である。さらに、一見同じ意に取れる異同だが、校訂前後でニュアンスが異なる例を挙げる。

また、お綱の勇力を賞し給ひ、早速鎌倉雪の下なる  
伴右衛門方へあまたの引物を持たせ、心きゝたる家来に命  
じてお綱の迎ひを差し向けけり（草稿本十三ウ十四オ）

又お綱の勇力を深く賞し給ひつゝ、さつそく鎌倉雪の下なる  
伴右衛門方へ、心利きたる家来に数多の引物をもたらし、  
お綱の迎ひを遣はされぬ（刊本十五オ）

ここで注目したいのは「差し向けけり」と「遣はされぬ」の異同である。右に示したように、更科家の人物を救つたお綱に對して、更科家に招きたいということで当家が家来に命じてお綱の迎へに行かせた、という文章の中で使用されている語彙である。「差し向ける」と「遣わす」とほぼ同じ意味を内包するが、当該箇所では「差し向けけり」には当家に對する敬意が含まれていないためか、尊敬の助動詞「る」を加へ、さらに敬意の含まれる「遣わす」と校訂することでより丁寧な表現と変化させる。また、「差し向ける」には「数百の討兵を差向られ」（『近世説美少年録』第十九回）のように「兵などを差し向ける」という用例も散見され、争いを想起させる語でもある。そのため、刊本では「遣わす」が用いられたのではないだろうか。加えて、右の例では「いんもつ」に関する記述を後置し、文章の流れが良くなるよう校訂されている。

以上三例を紹介したが、二章で挙げた『青陽石庁礎』の異同と同様に、単なる誤りとは言えない箇所に関しても校訂がなされておき、結果意味が分かりやすくなっている傾向がある。

三一二、合巻『今様伊勢物語』

『青陽石庁礎』草稿本と同時期（嘉永二年五月）に成稿した一筆庵主人の作品で、同様に行事に提出されたと考えられる『今様伊勢物語』七編の草稿本が熊本県立美術館に所蔵される<sup>千四〇</sup>。書誌は注に記すが<sup>千五</sup>、『青陽石庁礎』草稿本と大きく異なる点は、一筆庵主人の作でありながらも笠亭仙果が校閲者であることを前面的に出す点である。

すでに一筆庵主人が記していた序文や見返しの上から新たに笠亭仙果自筆自画の序文と見返しを貼り付け、さらに十丁裏、二十丁裏の作者欄に一筆庵主人の名前がある上に貼り紙で「仙果閱」と訂正している。そのため笠亭仙果が多く校訂を行ったのかと思われるが、刊本との異同を見ると、『青陽石庁礎』とは違い、七編上冊では27しか確認出来ない<sup>千五〇</sup>。また、その異同の内容も「むかひ」（草稿本）を「むかへ」（刊本）にしたり、「ける」（草稿本）を「けり」（刊本）にしたりと、活用の微妙な違いであるものが多い。さらに草稿本に見られる貼紙訂正も他の字と変わりはないように見え、一筆庵主人自身が訂正したものと考えられる。したがって、『今様伊勢物語』七編は「仙果閱」とはされているものの、ほぼ一筆庵主人の作のままであり、一例<sup>千五</sup>を除いて笠亭仙果の校閲による意味の変化を生じる異同はない。

『今様伊勢物語』七編は『青陽石庁礎』の二、三編の草稿本と同時期に成稿した上、二編とは同じ年に刊行されている。その本が別の人物によって校閲されたということは、『青陽石庁

礎』にも作者とは別の人物によって校閲されている可能性がある。しかし、『今様伊勢物語』で確認できる異同は少ないことから、作者とは別人物による校閲では異同が少ないともいえる。この傍証だけでは『青陽石庁礎』にみられる異同は作者とは別の人物によるものであるとは断定しかねる。

三一三、滑稽本『夢輔譚』

次に一筆庵自身が校閲を行ったであろう作品ではどの程度の異同があるのか、確認しておきたい。一筆庵主人の没前に執筆された作品で草稿本が確認できるものは、合巻『其由縁鄙佛』四編上冊と滑稽本『夢輔譚』三編とがある。ただし『其由縁鄙佛』は一筆庵主人が病気のため下冊の草稿本が間に合わず、上冊のみ先に刊行したという事情があるため、滑稽本『夢輔譚』三編（弘化二年脱稿）で確認したい。

『夢輔譚』三編の草稿本（中本一冊）は西尾市岩瀬文庫に所蔵される<sup>千六</sup>。データベースに詳細な書誌が載るため、本稿では書誌を取り上げないが、刊本と草稿本の異同に関連する事柄を次に述べる。

まず、序文末に「弘化二巳初冬脱稿／同三丙午孟春發兌」とあり、上之巻巻末にも「弘化二巳歳初冬／稿成」とあることから、一筆庵主人が病気を患うより前に成稿しており、校閲も自身で行ったものと考えられる。また、草稿本中には一筆庵自身で校閲を行った結果と思われる、墨書による言葉の挿入や削除の指示が11箇所見られた。加えて、貼紙訂正が多数あり、その一部が剥落した跡が見られる。挿入などの訂正がある草稿本で

あるために新たな草稿本があったのか、もしくは改装表紙のため元表紙にはあった改印などが失われているのか、現存の草稿本には行事に提出した情報は記されていない。

『夢輔譚』三編の序文および口絵(四丁)と上之巻(十七丁半、うち二丁は挿画)の異同を確認した結果<sup>(七五)</sup>、68箇所異同が認められた。そのうち21例は草稿本に「出目介」<sup>(七六)</sup>など発話者の名前がない箇所、16例は「夢輔」(草稿本)を「夢助」(刊本)などとする、違う漢字を充てる箇所、「家」(草稿本)を「家」(刊本)などとする、ふりがなを変更する箇所が9例見られるなど、内容に関わらないものが大半である。これらは一筆庵自身の校閲の結果訂正されたものか、浄書家(明記されず)によって手を加えられたものかは判断が付きにくい。いずれにせよ、ジャンルが違い丁数も異なるものの、一筆庵主人自身が校閲したと考えられる滑稽本『夢輔譚』三編には合巻『青陽石庁礎』二、三編に見られる程には異同が確認出来ず、その校訂内容も『青陽石庁礎』の異同のように意味が異なるものは見られない。

### 三十四、『青陽石庁礎』と各草稿本との比較

以上、各草稿本の特徴と、草稿本と刊本間の異同数及びその内容について述べてきた。

『青陽石庁礎』の異同は一筆庵主人自身が校閲したと思しい『夢輔譚』三編とは傾向を異にする。そのため、一筆庵主人自身の校閲ではない可能性が高い。

一方で校閲が作者とは別の人物が行った例として挙げた、笠亭仙果校閲の『今様伊勢物語』七編では『青陽石庁礎』のよう

に大きく改変している箇所は見当たらず、『青陽石庁礎』の校閲者がただちに作者とは別人であるとも言い切れない。ただし、笠亭仙果は『今様伊勢物語』七編の校閲を板元から頼まれた経緯に関して『今様伊勢物語』七編草稿本序文(笠亭仙果筆)に記しており、一筆庵主人が「此一編のみ我戲號出さんも益なれば誰にもあれ校合とか補正とかして出し給へ」と板元へ告げ、嗣いだ笠亭仙果自身は「校合したくも難非はなし。抛なげなく聞きと記しつ。こはいといみじきひがことなれど」としている。この序文に書かれていることの真偽は定かではないが、作者ではない人物が校閲を行うことは珍しくなく、ままあったのではないだろうか。加えて、『青陽石庁礎』の二、三編、『今様伊勢物語』の七編ともに「板下改」が一筆庵主人の没後にあたる九、十、十一月に行われていることから、时期的に『青陽石庁礎』にも校閲者が別に行っていたと考えられるのではないだろうか。

さらに『青陽石庁礎』と『児雷也豪傑譚』十編の異同の傾向が似ていることは注目に値する。なぜなら、この両作品は板元、副作者が同じであるためである。校閲が別人によってなされていた場合、『今様伊勢物語』の事例に照らすと校閲者の有力候補の一人に副作者を挙げることが許されるであろう。

### おわりに

『青陽石庁礎』と『児雷也豪傑譚』とは、ともに板元が和泉屋市兵衛であり、一筆庵主人の後を嗣いだ作者が柳下亭種員である。『青陽石庁礎』二、三編と『児雷也豪傑譚』がいずれも副作者の柳下亭種員によって校閲されたとすれば、校閲の傾向

の一致も説明できるのではないかと考える。

加えて『青陽石庁礎』三編上冊の草稿本に見られる見返しは柳下亭種員作『青陽石庁礎』四編刊本の見返しに利用されていることも(注(五)参照)、三編の出版が一年遅れ、四編と同年であることを考え合わせると、校閲者が四編の副作者柳下亭種員である可能性を考える上で証左となりうる。

他にも柳下亭種員作の『白縫譚』(初編は嘉永二年刊)などに見られる文字遣いや符号の遣い方に類似する例が『青陽石庁礎』の二、三編の刊本には見られるが、草稿本には見られない(「たまふ」に「玉」という漢字を宛てる例が草稿本には見られないが、刊本と『白縫譚』には見られる)。さらに、同様の傾向がわずかではあるが『青陽石庁礎』初編の刊本にも見られることを確かめている。

ただし、柳下亭種員が初編以降の校閲を行ったとするのは現段階では仮説にとどまるため、内容面の吟味を経て検証する必要がある。その一端を示すと、『青陽石庁礎』は初編に記される「大意」に留まらずに長編化しており、初編末に記された次編予告や『今様伊勢物語』七編の一笔庵主人による序文中での「青陽石」への言及<sup>三七</sup>とも異なっている。初編の校閲者としても柳下亭種員が関わっていたとすると、一笔庵主人がすでに胸痛を患っていたということもあり、内容面でも柳下亭種員が影響を及ぼしている可能性もある。『青陽石庁礎』の構想変化に作者以外の人物が関わっていたのかについては更なる調査を要するため、稿を改めて検討したい。

#### [附記]

本文の引用に際し、仮名表記が多い箇所には文意を通りやすくするために適宜漢字をあて、元の表記をふりがなとして残した。さらに、私に傍線を付し、句読点や濁点、会話文には鉤括弧を補った箇所がある。

本稿は平成三十年度京都大学国文学会における口頭発表に基づき、その一部をまとめたものである。御教示を賜りました先生方に深謝申し上げます。本稿を執筆するにあたり、調査や複写、撮影をご許可くださいました天理大学附属天理図書館並びに熊本県立美術館、西尾市岩瀬文庫、国立国会図書館、専修大学図書館、名古屋市鶴舞中央図書館、名古屋市蓬左文庫に心よりの御礼を申し上げます。なお、本稿は科学研究費助成金(特別研究員奨励費課題番号:18J13177)による成果の一部である。

#### [注]

- (一) 『兎雷也豪傑譚』の十一編まで、既に死没している美図垣笑顔が作者と書かれるが、実際には何編から一笔庵主人の代作であるのかという点について、先行研究が備わる。注(十)参照。
- (二) 長友千代治『天理図書館善本叢書 近世小説稿本集』(八木書店、昭和五十八年)。異同数は解説に列挙されるものを数えたが、『花名所懐中曆』については、貼紙訂正前後の指摘、表記が漢字であるかひらがなであるかの違いに関する指摘は除いた。
- (三) 林美一校訂『方言修行【金草鞋】二編・東海道』(河出書房新社、昭和五十九年)および、同校訂『腹之内戯作種本』(他二作『同、昭和六十二年』の二作品について、異同が示されている。
- (四) 『天理図書館稀書目録和漢書之部第一』(昭和十五年)に、既に『青陽石庁礎』草稿本の略書誌が掲載されている。

(五) 本書の見返しは『青陽石斤礎』三編刊本には用いられず、四編刊本の見返しでその画組が用いられている。四編刊本の見返しには「黄金／赤繩／黒白／明断 青陽石廳礎第四編／一名あまのしらべがたり青砥譚」柳下亭種員作／一猛齋芳虎画「嘉永／三戊／新彫」甘泉堂 和泉屋市兵衛梓」とあり、編数、作者・画工名、出版年などに変更がある。

(六) 異同確認のため用いた『青陽石斤礎』刊本は、二編は国立国会図書館蔵本（請求記号、191-156）、三編は京都大学文学研究科図書館頼原文庫蔵本（請求記号、国文・頼原[D011]）である。以下、『青陽石斤礎』刊本は右記の資料を用いた。また、校合は専修大学図書館向井信夫文庫蔵本（請求記号、/000/Z00/M2293.1.2）で行った。異同には仮名遣いの違い、濁点の有無、表記が漢字であるかひらがなであるかの違い、送り仮名の違いについては取り上げない。また、異同の区切れは私に判断したもので、一つとして数えた箇所にも細かな複数の異同がある場合がある（「後家のおたねと徳三郎」（草稿本）と「げおたねとその一子とく三郎」（刊本）や「それがしはゆきくればひのものとやどりをもちもうしなひで不ちあないゆへこのへんまでさまよひ来りしものなるに」（草稿本）と「それがしは思はずもふちあないにてやどとりおくれゆきくらしたるたびのもの」（刊本）など）。以下同様。

(七) 『天理図書館善本叢書 近世小説稿本集』に収録の『南総里見八犬伝』第九輯四十巻の稿本と『南総里見八犬伝』十一（浜田啓介校訂、新潮社、平成十五年）の翻刻とを比較した。

(八) 国文学研究資料館電子資料館「断本大系本文データベース」において「ていたらく」「為体」で検索した結果である。本文で挙げた三例は順に『軽口露がはなし』（六巻所収、元禄十一年刊）、

『年忘啻角力』（十巻所収、安永五年刊）、『仕形落語工風知恵輪』（十五巻所収、文政四年刊）。

(九) 検索は Japan Knowledge の新編日本古典文学全集『近世説美少年録』、国文学研究資料館電子資料館の日本古典文学大系『椿説弓張月』、高木元氏公開の「ふみくら」内テキスト『南総里見八犬伝』（第三十回まで）を元に行った。

(十) 『児雷也豪傑譚』下（国書刊行会、平成二十七年）に収録される「解説（佐藤至子氏執筆）」、「成立——作者と構想（一）作者」に詳しくまとめられている。

(十一) 『天理図書館稀書目録和漢書之部第一』（昭和十五年）に、既に『児雷也豪傑譚』稿本の略書誌が掲載されている。

(十二) 『児雷也豪傑譚』十編天理大学附属天理図書館蔵本。（請求番号、913・64—イ17）写本。中本二冊（上・下）。一筆庵主人著。自筆自画。仮綴を表紙（本文共紙）と同質紙で包背。縦一九・七糎、横一三・八糎。丁数、各十丁。

上冊の表紙は原表紙（題名、筆者、画工、板元の記載あり）の上から同質紙を全面に貼付け、中央に外題打付書「児雷也第十編上冊」、表紙右下に「美圖垣笑顔作／一陽齋豊國画」、左下に「販元 芝神明前／和泉屋市兵衛」とある。表紙の包背紙の部分には「申五月十六日持参ス」、その左、表紙の作者名上部には「申十月五日出ル」とある。後表紙中央「筆福／硯寿」。

下冊の表紙は中央に外題打付書「児雷也十編下冊」、右下に「美圖垣作／豊國画」、左下に「甘泉堂板」とある。作者名の右上には「申五月十六日持参ス」とある。後表紙中央に「弘化五年／申孟春稿成」とある。

上冊見返しには「蝦蟇妖術／大蛇怪異 児雷也豪傑譚 第十編

／全二冊「美圖垣笑顔作／一陽齋豊國画」弘化五戊申春脱稿／同六稔己酉春發兌「司馬神明前／和泉屋市兵衛版」。

下冊見返しは原見返し(白紙)の上から同質紙を全面に貼付け、「児雷也」ちらいや／豪傑たけし譚たん第十編／下冊「美圖垣作／一陽齋画」

「嘉永二己酉歳／青陽發市」あさひ「甘泉堂梓」とある。

序文は上冊一丁表の枠内に貼付られた同質紙に記載されており、「一筆菴主人誌」の署名の下にはさらに「老筆」の朱円印が押された紙が貼付けられる。口絵・本文に貼紙訂正あり。剥落の跡は見当たらない。朱筆にて挿画の指示あり(「山のとり手城ではない」など)。

(十三) 異同確認のため用いた刊本の本文は『児雷也豪傑譚』上(服部仁・佐藤至子編、国書刊行会、平成二十七年)の翻刻に拠り、適宜所収の影印により確認を行った。

(十四) 本書に関して、『弘文荘待買古書目 第二十一號』(昭和二十六年)の棒目録に記載がある他、熊本県立美術館の所蔵品データベース上に本書の表紙や見返し、口絵の画像が掲載される。「稿本「今様伊勢物語」第七編上下」  
[http://www.museum.pref.kumamoto.jp/artifact/pub/detail.aspx?c\\_id=15&cId=2849&pg=52&ok=1](http://www.museum.pref.kumamoto.jp/artifact/pub/detail.aspx?c_id=15&cId=2849&pg=52&ok=1)

他にも、『今西コレクション肉筆浮世絵名品展…初公開 熊本県立美術館所蔵』(熊本県立美術館編、太田記念美術館版、平成二年)にも本書の解説が収録されている。

(十五) 『今様伊勢物語』七編 熊本県立美術館蔵本。

写本。中本二冊。一筆庵主人著。縦一九・五種、横一三・六種。丁数、各十丁。一部を除き自筆自画。仮綴を表紙(本文共紙)と同質紙で包背。

【上册】表紙中央に外題打付書「今様伊勢物語／第七編」、表紙右下に「一筆菴主人稿(貼紙剥落跡あり)／歌川貞秀画」、左下に「願人版元 両国吉川早／大黒屋平吉」、外題右に朱筆「申九月十六日板(下改印済※)」(※表紙から剥落したと思しい紙片が下冊に挟み込まれる。)外題上部に改印「村田」「米原(墨小円印)。後表紙中央に「嘉永改元年申歳／中夏草稿成」、左下に印記「月明荘(反町茂雄)。包背紙には前表紙側に二箇所、後表紙側に一箇所割印「老筆」(朱円印)がある。

【下册】表紙中央に外題打付書「今様伊勢物語／第七編 下冊」、表紙右下に「一筆菴稿本」(貼紙剥落跡あり)、左下に「大平版」、外題上部に改印「村田」「米原」(墨小円印)後表紙に「嘉永改元戊申中夏／稿成同己酉發市」「新販利市／大吉喜寿」、左下に印記「月明荘(反町茂雄)。包背紙には前表紙側に二箇所、後表紙側に一箇所割印「老筆」(朱円印)がある。

【上册】見返しは一筆庵主人自筆自画の元見返しの上に笠亭仙果自筆自画の新見返しが貼付けられる(上部のみ糊で付けているため、元見返しは確認可能)。(元見返し)「今様いせものかたり第七編／上册」、同短冊内に朱筆「薄すみにて模様入」。「一筆菴主人作／歌川貞秀画圖」、「一筆菴主人戯作／一陽齋豊國画／嘉永改元年中夏／稿成同二年酉孟／春發兌」、同短冊内に朱筆「前二同し」。口上末に「松寿堂 両国吉川町／大黒屋平吉」、貼紙訂正あり。(新見返し)「~~一筆菴稿本~~」一筆菴稿本「東都 両国／大黒屋藏梓」「今様伊勢物語／七編之上」一筆菴稿本「嘉永二年／酉／春／新刊」「仙果閣」「貞秀画」、朱筆「ねすみにてありはらびし」「かきつばた」「状箱より文出る」。貼紙訂正あり。

【下册】見返しは元見返しの上に同質紙で全面貼付。笠亭仙果自

筆自画。「**筆筭稿本**」「松寿堂梓」「いせ物かたり／第七編下ノ巻」「仙果閨／貞秀畫」「仙果閨」「貞秀画」、朱書きで「きつねのどうけんとむすめのめかづらたんほの花あしらひかつこふよろしく」「隅田川みやげ也」。

【上冊】序文も一筆庵主人自筆の元序文の上に笠亭仙果自筆の新序文が貼付けられる（上端のみ糊で付けているため、元序文は確認可能）。〈元序文 末に「維時嘉永改元申歳中夏／稿成同二年西孟春發兌」「一筆庵主人謨誌」「朱田印」「一筆」を貼紙」とある。〈新序文 末に「嘉永二年酉正月」「笠亭仙果白」とある。

【上冊】口絵・本文に貼紙訂正あり（うち一箇所は十丁裏の短冊内「一筆筭戲作」から「笠亭仙果閨」に訂正）。剥落の跡は見当たらず。朱筆にて挿画の指示あり。二丁表上部に旧蔵印「守野蔵書」（朱角印）。

【下冊】本文に貼紙訂正あり（うち一箇所は十丁裏の短冊内「一筆筭主人戲作」から「笠亭仙果閨」に訂正）。剥落の跡は見当たらず。朱筆にて挿画の指示あり。一丁表上部に旧蔵印「守野蔵書」（朱角印）。

（十六）異同確認のため用いた刊本『今様伊勢物語』七編は名古屋市鶴舞中央図書館（水野文庫）蔵本（整理書名、『風俗伊勢物語』

整理番号、絵草紙三二一三二一四）である。

（十七）「ものかきなにくれと」（『今様伊勢物語』七編稿本十ウ）が「ものかきふみよむことはいへばさらなりぶげいゆうげいなくれと」（『今様伊勢物語』七編刊本十ウ）と校訂されている例がある。

（十八）岩瀬文庫の企画展示「自筆本は語る」で紹介され、図録（西尾市岩瀬文庫、平成二十三年）に掲載されている他、詳細な書誌が西尾市岩瀬文庫古典籍書誌データベースに載る。「夢輔譚三篇」  
<https://rc-adac.rc.co.jp/WJ11/F0/WJIS07U/2321315100/2321315100100010/mp01173200/?Word=%E5%A4%A2%E8%BC%94%E8%AD%9A>

A  
（十九）刊本は名古屋市蓬左文庫（尾崎コレクション、尾13-154）のマイクログフィルムによって確認した。

（二十）『今様伊勢物語』七編稿本の序文には「今歳子が新著に。（中略）青陽石の結句。」と記されている。

（おおげき あや・本学大学院文学研究科博士後期課程、  
日本学術振興会特別研究員）